

質問書に対する回答②

件名) 常磐自動車道 宮田川橋床版取替工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書P. 40 26-21 率計上工事に関する事項	率計上工事について「率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより～」と記載されていますが、率計上の対象額には割掛工事費も含むとの理解でよろしいでしょうか。	単価項目の金額には割掛工事費も含まれますので、率を乗じる対象額には割掛工事費も含まれます。
2	特記仕様書P. 41 26-21-5 契約変更について	新単価算出にあたっては「率計上工事に関する事項の単価表の項目の契約金額を上限とせずに契約変更を行うものとする。」と記載されていますが、契約金額の上限とは「単価表の番号(1~59)の合計金額に18%を乗じた金額」との理解でよろしいでしょうか。	「率計上工事に関する事項の単価表の項目の契約金額を上限とせずに契約変更を行うものとする。」とは「単価表の番号(1~59)の合計金額に18%を乗じた金額を上限とせずに契約変更を行うものとする」という意味です。
3	特記仕様書P. 41 26-21-7 支払	率計上の支払いについて「この契約単価には契約参考図書に基づき行う本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。」と記載されていますが、率計上による項目(金額)は諸経費①の対象額に含まれると考えてよろしいでしょうか。	率計上工事の施工に要する費用で諸経費に該当する費用は諸経費①に含まれます。